教員の養成・職能開発における レジャーの位置づけに関する考察

臼 杵 健 太 郎 岩 槻 知 也 (附属小学校常勤講師) (教育学科教授)

本稿の目的は、教員の労働と生活の両面を改善するべく、教員の養成や職能開発において「レジャー」の視点を導入することの意義について考察することである。現在、教員の職業能力向上については多くの課題が山積している。教員免許更新制の見直しや小学校における教科担任制導入といった、学校教育の質の向上に向けての動きが活発となる一方で、教員の働き方についても議論がなされている。教員の業務量の多さや職務の困難は社会的に解決すべき課題であるが、根本的な解決策が現段階で提示されているとは言い難い。教員の質を向上させながら、教員の生活の質も同時に向上させるには、教員のキャリアデザイン、教員の多忙化など多角的な面からのアプローチが不可欠であろう。そこで本稿では、教員の質、そして生活の質の向上のために、教員のレジャー関する研究がどのように貢献できるのかについて、具体的に考察してみたい。

キーワード:教員、職能開発、レジャー、余暇、キャリアデザイン

1. はじめに

教員は、学校教育の根幹を担う存在であり、 教員の資質能力の低下は教育を受ける児童や生 徒にも悪影響を及ぼす。聖職者的教員観の下で は教員は知識・技能を与え、「先を導く者」と してみなされていたが、これは自己犠牲を求め られる教員観であり、必ずしも現代の感覚と合 致しないのが現状である。しかし、一般の労働 者とは異なる側面があるのも事実である。教員 免許という国家的な資格を与えられ、児童や生 徒の成長に関わる職業である以上, 労働時間ば かりを気にして行う職業でもない。文部科学省 も教職を「子どもの可能性を開く創造的な職業」 と位置づけ、「教員には、常に研究と修養に努め、 専門性の向上を図ることが求められている」と している。このことから、教員には一人の人間 としての権利も保障されつつ、教育を専門的に 行う専門的職業人としての側面が必要だといえ

筆者(臼杵)も現在,小学校現場で教員とし

て勤務しているが、職能開発とレジャーの享受との両立には苦労しているのが現状である。日々の業務にやりがいを感じる一方で、自身の生活が教員という仕事に圧迫されていることを感じることも珍しくはない。このような現状は筆者のみならず、全国の教員に当てはまるのではないだろうか。2021年3月より、文部科学省が主体となり、「#教師のバトン」プロジェクト(1)が実施されている。これは教職の魅力発信や人材確保のために行われているが、このプロジェクトには批判的な声が教職現場から多数挙げられており、「教員」という職業の「過酷さ」が前面に出る形となってしまった。

教員が職業人として自身の能力を向上させることは必須であるが、職能開発を実施する余裕がないような状況を放置することは、学校教育にとって多大な損害を与えることにつながる。この問題を解決するためには、教員の職業の特性や文化を把握し、教員の私生活をも含めた環境の整備が急務である。本稿では、レジャーと

いう概念を用い、教員の職能開発の機会を確保 しつつ、教員が自身の生活を豊かに過ごすこと ができるような方策を模索する。

2. 教員に求められる資質能力

現在、日本の教員に求められている資質能力 に関しては、文部科学省が3つの観点を挙げて いる。要約すると、普遍的な資質能力、変化に 対応するための資質能力,専門的な資質能力で あり、これらは「教育活動の直接の担い手であ る教員に対する揺るぎない信頼を確立し、国際 的にも教員の資質能力がより一層高いものとな るようにすることが極めて重要」とされている。 その背景には、加速度的に社会が変化している 現状がある。急速な社会の変化に対応できる人 材を育成すると共に、一人ひとりの自己実現が なされなければならない。そのため、教員に対 する要求も肥大化し続けている。専門的知識 や指導技術もさることながら、児童や生徒だけ でなく保護者や地域などの社会とも円滑に協働 し、学校教育を行っていくことが期待されてい る。また、2005年10月の中央教育審議会答申「新 しい時代の義務教育を創造する」においては、 「優れた教師の条件」について、次の3要素― ①教職に対する強い情熱,②教育の専門家とし ての確かな力量,③総合的な人間力一が示され ている。①と②については、教員養成の段階や 実際に教員生活を送る中で育成する時間や機会 を比較的に設けやすい。これらは学校教育とい うカテゴリーの中に掲げることが可能な項目で あり、適切なカリキュラムやプログラムを設計 することで一定の成果が上げられる。①や②と 比較して陶冶が難しいのが③の「総合的な人間 力」である。この「総合的な人間力」とは、「豊 かな人間性や社会性、常識と教養、礼儀作法を はじめ対人関係能力, コミュニケーション能力 などの人格的資質, 教職員全体と同僚として協 力していくこと」を指しており、普段の教員の 職能開発の機会だけでは陶冶が困難な分野であ ると指摘できる。「総合的な人間力」を高める には多大な時間や活動を要する。教員間によっ ても資質能力を磨く場面や機会は異なり、決ま

りきったカリキュラムやプログラムの設定は困 難である。

3. 教員の労働環境の現状

OECD が実施した 2018 年の教員の指導環境調査 (TALIS 2018)では、依然として国際的に比較しても長時間労働を強いられている日本の教員の現状が明らかとなっている。TALIS 2018 には、新たに小学校の教員も参加しており、TALIS 2013 以前より明らかになっていた中学校での長時間労働に加え、小学校でも長時間労働の傾向があることが指摘された。

一週間当たりの仕事時間の合計について、 TALIS 2018 に参加した 48 か国の平均が 38.3 時間(中学校)であるのに対し、日本の中学校 では 56.0 時間. 小学校では 54.4 時間となって おり、どちらも参加国中最長となっている。仕 事時間の内訳を見ると、中学校では「課外活動 の指導」が7.5時間(参加国平均1.9時間)と 明らかに長いことが分かる。近年では「ブラッ ク部活動」という言葉も世間に認知されるよ うになっており、前回調査(TALIS 2013) よ り0.2時間は削減されているものの、大幅な改 善には至っていない。小学校の仕事時間の内訳 では、「学校内での同僚と共同作業の話し合い」 や「学校運営業務への参加」「一般的な事務業 務(教員として行う連絡事務、書類作成その他 の事務作業を含む)」などが参加平均国と比較 して長くなっている傾向(ただし、この平均は 中学校の仕事時間を軸とした平均時間であるた め、単純な比較はできない)がある。小学校は 中学校ほど課外活動に時間を割かれることは少 ないが、年間を通して行事や式典があり、学年 も大きく幅があるため、より教員間での事前の 準備や作業が求められている。日本の教員は教 科を指導するだけでなく、事務的な業務も仕事 の大きなウエイトを占めている。小学校、中学 校ともに事務に関わる仕事時間は長時間傾向に なっており、劇的な改善はいまだ見込まれてい ない。TALIS 2018 の調査項目によっては、前 回調査よりもさらに仕事時間が延びている項目 もある。教員の業務の見直しについては、現在 も盛んに議論はされているものの、実際の現場において仕事時間が改善された印象は乏しいであろう。また、COVID-19の世界的な感染拡大に伴い、教育へのオンラインシステムの導入等が加速している。この問題に関しても、現場は試行錯誤を重ねながら、児童・生徒に教育の場を提供しているため、多くの時間を割いている。インフラストラクチャーとして今後、オンライン学習が定着していくならば、教員の仕事時間にも影響が見られるだろうが、現状においては未知数である。いずれにせよ、教員の仕事内容を明確にし、それに応じた無理のない資源配分を行っていくことが求められる。

4. 教員の職能開発とその課題

教員の職能開発に関しては. レジャーと比較 して多くの研究がなされている。2021年11月 7日現在, 論文検索サイト「CiNii」では「教 員 職能」をキーワードとした検索結果が278 件.「教師 職能」の検索結果も 185 件確認で きた。また、国立国会図書館の検索でも「教員 職能」での検索結果が322件,「教師 職能」 での検索結果が304件であった。本稿の執筆に あたり、これらの論文すべてに目を通すことは 叶わなかったが、管見の限りでは、教員の指導 能力、学級経営能力の向上や教員の専門性の向 上、教職大学院での専門性の開発などが主たる テーマとして挙げられていることが判明してい る。職能開発の技能面に関しては、国の教育制 度改革にも関わる問題であり、教職大学院での 専門的教育や研修を主題とした論文が掲載され ている。しかし、教員の技術的な職能開発は教 員養成段階での教育課程, 教職大学院での専門 的教育、教職期間中の OIT と多岐にわたって おり、一時的な職能開発では教員の職能開発に 限界があることが示唆されている。教員が絶え ず職能開発を行うには教員自身の「省察」が不 可欠であり、「省察」を行うことができる教員 を育成していくことが重要である。森博文・中 井隆司(2020)は、日米の調査に基づく研究か ら「教員養成段階を含む教員の教職生活全体に わたる省察能力を深めるための教員養成プログ

ラムを計画・実践することが重要な課題である」 としている。また。個人間での職能開発に留ま るのではなく、「集団での討議等で授業に関連 するあらゆる要因(指導計画、指導法、評価方 法をはじめ、教材の歴史的意義など)について 教員が互いに意見・感想を積極的に交流する中 で深めるものである」と教員の「協働」の重要 性も指摘されている。

長期に及ぶ教員の職能開発という点において は、教員の定年までにわたるライフコース、ラ イフサイクルなどを考慮した開発が必要である とされている。例えば、教職のキャリアがス タートした時期と校長、教頭をはじめとする管 理職に就任する時期の職能開発には違いが見ら れる。教職段階の初期においては、知識や技術 をはじめとするあらゆる能力の育成が求められ る。一方、教職の後半では管理職や学校運営の 責任者としての立場から対児童・生徒や対保護 者だけでなく, 対教員, 対学校組織などとの関 係構築やコーチとしての能力が求められる。こ れらの開発には、長期的な視点が必要となるた め、教員のライフコースやライフサイクルと いった教員の職業人生に関わる問題として捉え ることも重要である。先行研究においては、長 期的な視野に立った教員の職能開発に関する研 究が一定数見られるものの、教員「個人」のラ イフコース、ライフサイクルといった視点から 職能開発のあり方を検討した研究は皆無に等し かった。これは、教員の私的側面にも関わる研 究であり、調査自体が困難であることが予想さ れるが、私的側面も含めた「教員」のライフコー ス. ライフサイクル研究は今後の職能開発に必 要な視点であるといえる。そして、その中でも 特に、レジャーが教員の職能開発に与える影響 について研究することが、重要な課題となって くるのである。

現在の教員の職能開発に関わる課題としては、職能開発に用いることのできる時間が少ないことが指摘できる。TALISでは、日本の教員の仕事時間が長い一方で、項目によっては仕事時間が参加国平均よりも短い項目がある。特に仕事時間が短いとされているのが「職能開発

活動」に使った時間である。一週間当たりの「職能開発活動」に用いた時間は中学校で0.6時間,小学校で0.7時間と,どちらも参加国平均の2.0時間を下回っており,これは参加国の中でも最短である。職能開発とは,「教員としての技能,知識,専門性その他の資質を高めるための活動」であり,教員が,専門性を有した職業として自己の発展・向上を図るための重要な時間であるといえる。

教員の職能開発の形態について、 国際的な動 向が TALIS で明らかにされている。職能開発 の形態には「専門的な文書や書物を読むこと」 「他校の見学」「教員や研究者による研究発表、 教育問題に関する議論をする会議」「学校の公 式な取組である同僚の観察・助言又は自己観 察. コーチング活動 | 「オンライン上の講座や セミナー」「企業、公式機関または非政府組織 (NGO) の見学」「公式な資格取得プログラム」 が例として挙げられている。日本の特徴として は「他校の見学」の割合が小学校で78.9%. 中 学校で65.1%と参加国平均(中学校48か国) の29.5%よりも大幅に高いことが見て取れる。 一方で「オンライン上の講座やセミナー」「企 業. 公式機関または非政府組織(NGO)の見学 | 「公式な資格取得プログラム」の割合は参加国 平均よりも10%以上低く、特に「オンライン 上の講座やセミナー」は参加国平均が37.9%で あるのに対し、日本は小学校で8.1%、中学校 で9.4%となっている。TALIS 2018 において は COVID-19 の感染拡大以前であることから これらの項目が低くなっているが、現在におい ては、オンライン学習システムの積極的な導入 に伴い、これらの数値は改善していると考えら れる。

教員の職能開発への参加を阻む障壁にはさまざまなものがある。例えば本調査では、「職能開発の日程が自分の仕事のスケジュールと合わない」「家庭でやらなくてはならないことがあるため、時間が割けない」「職能開発は費用が高すぎる」「雇用者からの支援が不足している」「職能開発への参加に対するインセンティブがない」「自分に適した職能開発がない」「参加要

件を満たしていない」といった点が挙げられて いる。特に日本の場合は、「職能開発の日程が 自分の仕事のスケジュールと合わない」「家庭 でやらなくてはならないことがあるため、時間 が割けない」と回答した教員が多く.「職能開 発の日程が自分の仕事のスケジュールと合わな い」と回答した教員の比率は小学校で84.3%, 中学校では87.0%となっている。これは参加国 平均の52.5%を30%以上上回っている。「家庭 でやらなくてはならないことがあるため、時間 が割けない」と回答した教員についても、小学 校が71.1%, 中学校が67.1%となっており,参 加国平均の37.6%を共に上回っている。全体と して日本の教員の職能開発への参加の障壁は. 参加国平均と比較してみてもどれも高い傾向に あるが、時間を費やすことに対する障壁が最も 顕著に表れているといえる。日本の教員の仕事 は多岐に渡っており,「働き方改革」が進む中 でも、まだまだ課題が山積している職業である。 しかし、職能開発への参加を阻む要因が「時間 | であるならば、教員の仕事の責任や職域を明確 化し、職能開発の時間を見込んだ労働時間の設 計を行うべきである。

5. 「レジャー」の定義

それでは次に、教員の職能開発の研究において本稿が重視する「レジャー」の定義について、 改めて検討しておきたい。

"Leisure "は「余暇」と訳されることが多いが、このことが日々の活動や義務から解放される機会を否定的にとらえる一要因となっていると考えられる。「余暇」という言葉を「余った時間」という認識で捉えれば、時間を持て余し、活動をしないという消極的な印象を与えかねない。また「余暇」という言葉については、今日までさまざまな定義がなされてきた。その定義は時間に焦点化したものや活動に焦点化したものなど、きわめて多様な内容となっているのが現状である。そこで本稿では、あえて「余暇」という語ではなく、「レジャー」という語を用いる。なぜなら「余暇」と呼ばれてきた時間は、人間の生活において労働や諸活動の時間をただ差し

引いた「余った時間」ではなく,人としての活力を取り戻し,成長や発達の機会を与えるための時間ともなり得るからである。

Parker (1971 = 邦訳,1975) は先行研究などから, レジャーの定義について時間的, 活動的, 心理的な峻別を行っている。

時間的なレジャーの定義は、1日24時間か ら労働時間と労働外時間の中の生理的必要時 間、労働外の要務の時間を差し引いた自由裁量 時間を指す。生理的時間は、生命維持のための 食事や睡眠などに関わる時間であり、労働外の 要務に関する時間は、労働以外の家庭や社会の 中で生活を送るために必要とされる時間のこ とである。また、時間的な定義について薗田碩 哉 (2008) は, 「24 時間 - (社会的時間 + 基礎 的時間) | が余暇生活時間であると指摘してい る。社会的時間とは、労働・家事・学業など家 庭や社会を維持するための時間であり、基礎的 時間とは、食事・睡眠・排泄などの生命を維持 するための時間とされている。薗田の見解が Parker と異なるのは、家事の時間を社会的時 間に含んでいる点である。これは、Parker の 研究が発表された当時の社会的感覚と今日の社 会的感覚が異なっていることが考えられる。24 時間から労働などにあたる社会的時間を差し引 くだけでは、人間が生活を維持していくことは 不可能である。薗田は、生命維持としての基礎 的時間を確保した上で, 余暇生活時間が発生す るとしている。しかし、「24時間-(社会的時 間+基礎的時間) = 余暇生活時間」という指摘 には課題が残る。

活動的なレジャーの定義においては、Dumazedier(1962 = 邦訳、1972)の定義を基に考察がなされている。Dumazedierによると、レジャーは、「個人が職場や家庭、社会から課せられた義務から解放されたときに、休息のため、気晴らしのため、あるいは利得とは無関係な知識や能力の養成、自発的な社会的参加、自由な創造力の発揮のために、まったく随意に行なう活動の総体」を指している。Parker は、活動は「拘束」と「自由」の中にレジャーを位置づけるものとし、労働であっても、その中に

「労働としての余暇」があることを指摘している。つまり、「労働」がレジャーになることを活動的な定義は暗示している。各個人が何を「レジャー」活動と位置づけるかによって定義が曖昧になっていることが、活動的な定義の課題であるといえる。

心理的なレジャーの定義は、レジャーを、「心」や「魂」がいかなる状態に置かれているかという見地から位置づける定義である。このレジャーの定義は、「自由」や「楽しみ」といった心の変化に注目し、「余暇の質を強調」しているが、Parker は、レジャーを定義していく上で、「さらに進展せしめそうにもない」としている。背景には、心理的な定義が、個人の主観、精神状態に左右されるところが大きいことがあると考えられる。

いずれの定義に関しても、課題となるのがレジャーの無境界性である。レジャーは、必ずしも社会的時間、基礎的時間に関わることがないとは言い切れない。例えば、社会的時間の中に自分が活動をすることによって得られる幸福感や充足感があるならば、それらの活動や時間もレジャーとしてみなすことが可能である。また、基礎的時間においても、生活を送ること自体が幸福感や充足感につながる場合がある。つまり、時間的定義・行動的定義・心理的定義のいずれでもレジャーを明確にすることは困難なのである。

以上のように、多くの余暇論がレジャーの定義を困難としているのは、レジャー自体の定義の曖昧さ、無境界性が関係している。そこに、余暇論における労働の位置づけがさらに論点を複雑化させている。労働が生活を維持するために必要に迫られ、時には苦痛を伴い行われているのか、もしくは自身の生活の向上や成長を見込んだ上で「楽しみ」をもって行われているのかは個人によって異なる。前者の場合、労働はレジャーと対抗する、または分離する存在であり、時間的にも、活動的にも、精神的にも区別がしやすくなる。しかし、実際に「仕事は必要だが、その全てが苦痛」という職業は稀であろう。現実には後者のように、労働という「管理」

された状況の中にも、レジャーに共通する「楽しみ」や「価値を見出す経験」などが断片的にでも含まれていることは多い。教職は TALIS などでも明らかになっているように、特に「やりがい」に価値を見出す職業でもある。この「やりがい」の中には、レジャーの心理的な定義でもある「楽しみ」が含まれている。「やりがい」を見出す職業においては、労働自体がレジャーの要素に近似していることもあり、単純に対抗もしくは分離の構造と位置づけることは不可能である。このように、労働とレジャーの境界も曖昧であるため、レジャーの明確な定義づけをより困難なものとしている。

以上のように、レジャーの定義を明確にすることはきわめて困難であるが、ここで改めて、今までの議論を整理すると、以下のようになるであろう。即ちレジャーとは、「自由」な時間、「管理」された時間に固定されることなく享受できる、人間が「楽しみ」をもって行う活動の総体であるといえる。レジャーは、「余暇」と完全に同等の意味合いではない。人間にとってレジャーは不可欠な時間や活動であり、いわば、個人の「権利」として享受されるべきものである。

6. 教員とレジャーの関係性

教員のレジャーは、Parker の理論からする と、「延長」(2)の概念を含んでいると指摘で きる。Parkerによると、レジャーは特定の職 業において労働と対になる存在ではなく. レ ジャーが労働の質に向上を与える傾向がある としている。「仕事」には、「人とつきあった り, 書類を研究したり」(Parker, 1971= 邦訳, 1975:152) する時間があり、それらの時間は 「仕事」だけでなく、生活の中の「余暇活動時 間」に入り込むことがあることを指している。 Parker は、これを「仕事」の「延長」である とし、個人の興味やそれらへの没入に対する代 用物が「仕事」といえ、「余暇」との関係性が 認められるという。このことは教員全体に一律 に当てはまるわけではないが、日本の学校教育 においては、学習指導だけが教員の労働ではな

いことから、「余暇」から得られる学びや体験 というものは教員の指導能力に反映されること も考えられうる。人は誰しもが24時間の中に 生きており、その中で学びや成長を得る機会は 「社会的時間」に限定されているわけではない。 「社会的時間」外にも、個人の成長や他者との コミュニケーションを図る機会などがあり、そ の機会から得られる学びや経験が「社会的時 間」にも好影響を与えることがある。これはレ ジャーの定義でも指摘されている。教員であれ ば、児童や生徒と接する際に自身の経験や体験 から指導のためのアプローチを考えることも少 なくない。教員に対して行われる技術的な研修 も適切な指導のためには必要であるが、この研 修だけでは全ての場面において、児童や生徒の 納得や実感を伴う指導は困難である。「社会的 時間」外における教員の学びや経験は、児童や 生徒に対する指導に説得力を持たせる根拠にな りうる。職能開発における「教員としての技能、 知識.専門性その他の資質を高めるための活動 | は、教員の24時間の広範囲を包括する活動で あり、これらの陶冶のためには多大な時間と労 力を要する。24時間が全て教員としての時間 であるというのは聖職者的、献身的な教員観で あるが、実際問題として教員は児童や生徒を導 くための「手本」である必要がある。

7. レジリエンスとしてのレジャー

近年、レジャーが教員のレジリエンスに与える影響についての研究が発表されている。日本国内における教員の精神疾患に伴う病気休職者数は5,478人(3)(2019年度)であり、今なお社会的な問題となっている。教員の多忙化や労働条件の悪さは、教員個々人のみに悪影響を及ぼすだけでなく、学校教育を受ける児童や生徒、今後、教員を志望する人々にも負の影響を与える。近年では、一部の学校業務の外部委託の動きも見られるが、まだまだ根本的に教員を救う措置にはなっていないのが現状である。学校現場の多くは常にストレスフルな現場であり、そのストレスに耐えうるだけの制度や環境整備が必要とされている。

松中久美子・大川尚子・倉恒弘彦(2019)は、 小学校, 中学校, 高等学校, 特別支援学校を含 む合計28校、計495名の教員を対象とする質 問紙調査を行い、レジャーとレジリエンスの関 連について検討している。この「レジリエンス」 とは、「困難な状況や脅威的状況に対してうま く適応する過程」のことを指している。レジリ エンスの構成要因には先天的な要因も挙げられ るとしているが、先の松中・大川・倉恒は、後 天的な要因からもレジリエンスの構成要因が得 られるとし、レジリエンスを高めるためには、 本稿がテーマとしてきたレジャーが重要な働き を与えているとしている。本研究では、趣味の 数、趣味への没頭とレジリエンスの高さとの間 に関連が見られるとした。趣味が多く、それに 没頭する度合いが高いほどレジリエンスも高く なることから、趣味のタイプを問わず、さまざ まな活動を趣味とし、没頭することが重要であ るとした。一方、この研究においては「気晴らし」 とレジリエンスとの相関関係が認められなかっ たことも指摘されている。Dumazedier の定義 では、レジャーは「気晴らしのため」という目 的が示されている。松中・大川・倉恒の研究は、 「余暇活動」という前提条件のもとで、調査研 究がなされているが、「余暇活動」がいわゆる 「趣味」の時間や活動のみを指すのか,「趣味」 以外も含めた概念かは明確にされていない。こ れは、レジャーの定義の無境界性を表すものと 考えられ、2019年の研究では限界があったこ とが見受けられる。しかしながら、レジャーの 機会を設定することにより、レジリエンスが向 上し、教員のストレス軽減、バーンアウトの抑 止がなされていることは明らかである。肉体的、 心理的にレジャーの効果が見られていることか ら積極的なレジャー機会の取り入れを行う必要 がある。

8. 職能開発とレジャー

レジャーが教員に与える効果はレジリエンスの効果だけではない。教員の能力開発にもレジャーは有効である。TALIS 2018 の指導実践に関する調査では興味深い結果が出ている。指

導実践における「学級経営や指導の明確さ」の 項目は「児童生徒に何を学んでほしいかを説明 する」「授業の始めに目標を設定する」「教室で のルールを守るよう児童生徒に伝える」などの 項目がある。その中でも「新しい知識が役立つ ことを示すため、日常生活や仕事での問題を引 き合いに出す」といった項目が参加国平均より も低くなっている(参加国平均76.7%、日本の 小学校 55.6%, 日本の中学校 53.9%)。また、「明 らかな解決法が存在しない課題を提示する」「批 判的に考える必要がある課題を与える」といっ た指導実践に関する項目でも平均を下回る結果 が出ている。「教室でのルールを守るよう児童 生徒に伝える」というような明確な「答え」が 導き出せるような教育は、日本の学校教育でも 機能しているように見えるが、学校教育と生活 を密接に結びつけるような教育に関しては課題 が散見される。いわば、日々の生活の中で直面 するような「答え」が一律にない課題に対して, 日本の教員は指導する素地が十分ではないこと を示唆しているといえる。

教師教育において, 教科の指導法や学級経営 の方法、生活指導・生徒指導の方法などを学ぶ 機会は教員養成段階、現職段階のどちらにおい ても少なくはない。このような指導や実践に関 しては、教員志望者であっても現職教員であっ ても学習の機会は比較的容易に獲得することが 可能である。書店や図書館に行けば、数多くの 指導に関わる書物を入手することができるし, インターネットにアクセスすれば数多くの指導 実践や指導案に触れることができる。また、現 職の教員の多くが経験するように、他校を見学 し、優れた指導実践を実際に見ることもできる。 しかし、それらの大多数は認知可能な指導法や 経営法に留まる。一方で、レジャー活動の内容 にもよるが、レジャーはコミュニケーションの 機会となり、教員の成長・発達を促す機会にも なりうる。山田良治(2018)は「余暇」が「意 識的あるいは無意識的に、自己の精神的能力の 発達とその表現の課程としての他者との交流. すなわちコミュニケーションへの欲求を増大さ せる」(山田, 2018:167) としている。また、「日

常的な労働の場で感性や個性,マネジメント力を発揮することが求められる現代の労働者は,余暇においてもそのような資質を有する者として立ち振る舞う傾向を強める」(同:167)とも指摘する。これらを教員に当てはめると,指導法や経営法に留まらず,教員の労働に際して有效に働く個性の確立と対教員,対保護者,対社会との「つながり」の強化に期待ができる。以上のように教員がレジャーによって指導法や経営法だけでなく,目まぐるしく変化する社会で「答え」を導き出すような素地を身につけることによって,「明らかな解決法が存在しない課題を提示する」「批判的に考える必要がある課題を与える」といった指導実践が可能になるのではないだろうか。

9. 「教員文化」とレジャー

Parker の研究は「労働」と「レジャー」の関係性を導き出す研究であったが、「労働」の種類によって「レジャー」の在り方が変化していることを指摘している。知識労働と肉体労働では、同じ「レジャー」であっても、「レジャー」の性質や与える影響が異なっており、単純な比較は困難である。この結果から、所属する集団によってレジャーの性質やレジャーが与える効果が異なってくることが考えられる。

教員の世界においても、教員内で受け継がれ てきた価値観や職業的性質. 行動様式の傾向な どが職業としての「文化」として存在している。 長谷川裕(2018)は、「教員が広範囲のことが らに対して『無限定』的に責任を負うという関 係構成・学校文化の従前のあり方が、学校制度 の機能不全が昂進する中で、過大に寄せられる 期待へのあらゆる違背が教員への責任追及を呼 び起こしかねないという事態をもたらす回路と して反転して機能しているのが今日の状況であ る」と述べ、教員及び関係者の「関係構成」と 「学校文化」の厳しい現状を明らかにしている。 また、現在の「教員文化」においても、明確に 結論付けられてはいないが一定の回答がなされ ている。久冨義之(1988)は「教員文化」研究 の黎明期に、以下の様にその定義を行った。

教員文化とは、教員世界に見出されるモーダルなあるいは変異的な行動型を要素とするものであるが、その単純な和であるよりも、その背後にあって行動を律し、教員たちに「世界解釈」のコードを与えている組織された全体である。その全体は、教員という職業の遂行(仕事と生活を含めて)にまつわって歴史的に選択され、形成され、継承され、また想像されながら変容していくところの蓄積された信念・慣習・伝統・心性・つき合い方などのセットからなっている(久冨他、1988:23)。

また佐藤学 (1994) は、教員文化について「教師の職業意識と自己意識、専門的な知識と技能、『教師らしい』と感じさせる規範意識や価値観、ものの見方や考え方、感じ方や行動のしかたなど、教師たちに特有に見られる様式的な職業文化」(佐藤、1994:21)としている。

久冨や佐藤の「教員文化」の定義は、25年以上前のものではあるが、今日でも「教員文化」を語る上での根幹をなす定義であり、現在の教員の労働に関する意識と照らし合わせても有効であるといえる。これらの「教員文化」は「学校の営みの破綻」を防止するために「破綻回避のための装置、破綻回避を可能にしてきた諸条件」のことを指すが、現在でもその緩衝材的な機能は有効であるとされている。また、「教員文化」によって教員の職業アイデンティティを安定させる機能は見込めるが、強化させる機能まで言及はできないとしている。

「教員文化」の研究は、教員の職務の責任の幅を明らかにし、教職の「無限定性」(4)を克己する存在となりうる。献身的な教員像は、一種の理想ではあるかもしれないが、「無限定性」を前提に増加し続ける学校教育の仕事は教員を破綻に追い込むものであり、無視できる価値観ではない。しかし、「学び続ける教員像」という考えは学校教育の高度化に不可欠な前提であり、その存在を軽視することはできない。重要なのは主体的に「学び続ける」教員であり、「学

ばされ続ける」教員ではない。このような学習を「楽しみ」をもって主体的に行い、自己の成長・発達につなげることができればレジャーと教員の職能開発の融合が認められるのである。

10. 総合的な考察

本稿では、レジャーの定義や役割について 検討するとともに、教員の労働面、生活面にレ ジャーがどのように影響しあっているのかを考 察してきた。その結果、以下のことが指摘できる。

第一に、レジャーの効果はレジャーの特性に より異なっており、段階的にレジャーを教員の 労働面, 生活面に取り入れる必要があることが 指摘できる。本稿で記述してきた通り、レジャー は定義づけが非常に困難な概念であり、個人 差に大きな幅がある。さまざまな研究者がレ ジャーについての研究を行っているが、定義と して完全な一致は見られないことから、定義に は一定の限定をかける必要があると考える。人 によって何がレジャーなのかは異なっており. 必ずしも労働から分離された時間や活動だけが レジャーであるとは言い難い。レジャーには、 レジリエンスやカタルシスといった心身面での 回復やストレスへの耐性を構築する効果がある ことはこれまでに述べられてきた。これは、現 在, 教員が置かれている労働環境の中で, 健全 に労働を行うために必要な効果である。一方で. レジャーには、自己の成長や発達、コミュニケー ションの促進・構築としての機能があることも 確認されている。これはレジャーが労働の「延 長」としての機能を有し、結果的にレジャーが 労働に好影響を与えている事例である。このこ とから、レジャーの効果を段階的に取り入れる ことが、今後、教員の心身を保護し、向上を促 すために必要となってくるであろう。レジリエ ンスやカタルシスの段階においては、必ずしも レジャーを労働の「延長」と位置づける必要は ない。レジャーを労働と分離することは、労働 のストレスなどからの解放であり、教員を一個 人として保護する権利として効果を発揮する。 レジリエンスやカタルシスとしてのレジャー は,教員の生活環境を健康的に保つ段階であり,

この段階の先に、教員の成長や発達のためのレジャーが位置づけられる。レジャーには、労働につながるような「延長」の側面があることが確認されているから、レジャーを仕事に融合させていく試みが結果的に教員の職能開発へとつながる。

第二の指摘は、教員のレジャーに対する意識 向上、キャリアデザインのためのレジャーの体 系化の必要性である。ライフコースやライフサ イクルといった大きな期間を包括しながら、レ ジャーを教員自身の生活, もしくは労働の中 に位置づけていく必要がある。そのことがレ ジャーと労働の関係性をよりよいものとし、教 員の職能開発を促すものとなる。現在, 教員の レジャー研究は管見の限り、盛んには行われて いない。全体的に見ても、レジャー研究の蓄積 は増加の傾向にない。教員の労働に関する研究 は数多くなされているが、レジャーの研究は盛 んでないのが現状である。この背景には、レ ジャーと労働を対等な立場として位置づけたで 議論がなされていないことがあると考えられ る。もちろん、レジャーが労働と対立もしくは 分離された時間や活動であるという捉え方も非 現実な発想ではない。労働によって消耗される 心身をレジャーによって回復させるという発想 は、レジリエンスやカタルシスの概念にも結び 付くものであり、単純に見れば対立や分離であ るようにも捉えることができる。しかし、労働 の「延長」の側面としてレジャーをキャリアデ ザインに組み込むことが可能ならば, 心身の回 復、耐性の強化だけでなく、自身の能力向上に も効果が期待される。キャリアデザインにレ ジャーの概念を組み入れるためには、キャリ アデザインの労働の部分にも変化を求める必要 がある。教員の場合であれば、時間や指導内容 等を含めた教員の「働き方」や教員文化そのも のにも改革のメスを入れていかなければならな い。教員の労働における「無限定性」や「無境 界性」は、子ども、保護者、社会の要望が増幅 するほど不明瞭となり、かつ拡大していく。こ れらの「無限定性」や「無境界性」を狭めてい くことも今後の問題解決の糸口となりうる。ま

た教員の労働と同様に、より大規模かつ詳細な 教員のレジャー研究が求められる。レジャーも 「無境界性」の要素を含んでおり、この部分を 明らかにしていくことが今後の課題である。

今後どのような議論を重ねるにしても、時間 的な制約をいかにして解決するかということが 課題として明確に表れている。現在、教員の労 働時間は国際的に比較しても最長であり、教育 現場には過大な責任と労働量が課されている。 これは教育に対する意識や文化の差異が反映さ れたものとも考えられうるが、日本における教 員の労働環境や生活環境が悪化すれば、教員の 質や教員志望者が減少し、さらなる教育の悪循 環が続くことが考えられる。近年は教員の残業 代に関する訴訟(5)も発生し、給与に見合った 職業にする動きも見られる。問題なのは給与の 面だけでない。労働時間の削減も早急に進める べき課題である。規定の労働時間内に教員の労 働が終了するような労働のデザインを行わなけ れば、今後も変化は見られないであろう。

学校教育を取り巻く環境は常に変化し続けて いる。教員の労働が複雑化,多様化する一方で, 労働に関わる時間や活動が教員の生活を圧迫し ている。労働環境とともに、教員の生活も保護 されなければならない。教員の「やりがい」だ けでは、学校教育は成り立たない。教員の労働 環境を整備しつつ.「やりがい」を自己の成長 や発達に移行していくことが現在求められてい る。そのことを考察する上で、レジャーという 観点は、教員の心身の回復やストレスへの耐性 づくりだけでなく. 成長や発達を促進する視点 でもあることを示唆してくれる。教員の養成や 職能開発をより効果的なものとしていくために も、このような教員のレジャー研究を蓄積し、 その成果に学ぶことが今後きわめて重要になっ てくるであろう。

【注】

- (1) 文部科学省「『#教師のバトン』プロジェクト について」
 - https://www.mext.go.jp/mext_01301.html (最終参照 2021 年 11 月 8 日)
- (2)「延長」の概念は労働とレジャーの内容が類

- 似した職業に見られる現象であり、労働とレジャーの境界が弱いことが特徴として挙げられる。
- (3) 文部科学省調查。
- (4) 教員の専門性に留まらず、さまざまな要求が 教員に求められている。これらの要求は「子 どものため」という名目ならば教員がすべき 仕事としてみなされ、責任や量が限度のない 存在となる。
- (5) 弁護士ドットコム「公立小教員の残業代訴訟、 請求棄却 『明日からの希望見えない』原告の 男性、控訴の方針」

<https://news.yahoo.co.jp/articles/8dcc4f6b33 9a01e542b8239ec132911e63b5613e> (最終参照 2021 年 10 月 19 日)

埼玉県内の公立小学校の教諭が教員の時間 外労働に残業代を支払うように求めた訴訟。 労働基準法33条の適用により、教員も労働基 準法に則り残業代が支払われるべきであると 原告の小学校教諭は主張したが、さいたま地 方裁判所は請求を棄却。しかし、同裁判所の 石垣陽介裁判長はこの判決に関して、「給特法 は、もはや教育現場の実情に適合していない のではないか」などと付言している。

【参考文献】

- Dumazedier, Joffre (1962) Vers une Civilisation du Loisir?, Ed. Du Seuil (J・デュマズディエ『余暇文明に向かって』(中島巌訳) 東京創元社, 1972年)
- 長谷川裕 (2018)「経年比較にみる教員文化の変容と『教師の責任と教職倫理』に関する教員文化論的分析」、久冨善之・長谷川裕・福島裕敏編『教師の責任と教職倫理―経年調査にみる教員文化の変容』勁草書房。
- 稲垣忠彦・久冨善之編(1994)『日本の教師文化』 東京大学出版会.
- 久冨善之編(1988)『教員文化の社会学的研究』多 智出版
- 久冨善之・長谷川裕・福島裕敏編(2018)『教師の 責任と教職倫理―経年調査にみる教員文化の 変容』勁草書房.
- 松中久美子・大川尚子・倉恒弘彦 (2019)「教員の 余暇活動とレジリエンスとの関連」、日本健 康心理学会編『Journal of Health Psychology Research』31.
- 文部科学省中央教育審議会(2005)『新しい時代の 義務教育を創造する(答申)』
- 森博文・中井隆司 (2020) 「教師の職能成長を支え る省察能力の発達過程の検討」、『京都女子大 学教職支援センター研究紀要』第2号.
- Parker, Stanle (1971) The Future of Work and Leisure, HarperCollins Distribution Services (スタンリー・パーカー『労働と余暇』(野沢浩・高橋祐吉訳) TBS 出版会, 1975 年)

発達教育学部紀要

佐藤学 (1994) 「教師文化の構造―教育実践研究の立場から」、稲垣忠彦・久冨善之編『日本の教師文化』東京大学出版会。

薗田碩哉 (2008) 『余暇の理論』 叢文社. 山田良治 (2018) 『知識労働と余暇』 日本経済評論社.

【参考ホームページ】

文部科学省「TALIS(OECD 国際教員指導環境調査)」

https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/data/Others/1349189.htm

(最終参照 2021 年 11 月 8 日)

文部科学省「『#教師のバトン』プロジェクトについて」

https://www.mext.go.jp/mext_01301.html (最終参照 2021 年 11 月 8 日)

弁護士ドットコム「公立小教員の残業代訴訟,請求棄却 『明日からの希望見えない』原告の男性,控訴の方針」

https://news.yahoo.co.jp/articles/8dcc4f6b33
9a01e542b8239ec132911e63b5613e>
(最終参照 2021 年 11 月 8 日)